

千葉県では、令和2年7月に九州地方を中心に発生した豪雨により被災し、危険物取扱者・消防設備士免状を喪失・破損等した方に対して、**これから免状の再交付を申請する場合の再交付手数料を減免できる**こととしました。

再交付手数料の減免を希望する方は、下記のとおり申請をお願いします。

1 対象者

千葉県知事交付の危険物取扱者・消防設備士免状を所持し、本年7月に九州地方を中心に発生した豪雨により被災し、免状を喪失・破損等した者のうち、**これから再交付申請を行う者**。

2 減免額

1,900円（再交付手数料全額）

3 減免期間

令和3年3月31日まで

4 申請受付窓口

窓 口：一般財団法人消防試験研究センター千葉県支部

注意点：郵送申請の場合は、事前に申請内容の確認をさせていただきますので、申請書等を郵送する前に、下記の間合せ先へご連絡ください。

還付申請とは受付窓口が異なりますのでご注意ください。

5 申請に必要な書類等

- ・手数料**減免**申請書（※1）
- ・り災証明書または被災証明書等（※2）
- ・本人証明書類（※3）
- ・書換・再交付申請書（※4）
- ・写真（※5）
- ・返信用封筒（郵送申請の場合のみ。※6）

（※1）手数料減免申請書は、下記のところで入手できます。

- ・一般財団法人消防試験研究センター千葉県支部
- ・千葉県防災危機管理部 消防課 予防・石油コンビナート班
- ・千葉県ホームページ (<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoubou/yobou/r02-7gatugouu.html>) からダウンロード

（※2）本年7月に九州地方を中心に発生した豪雨により被災した事実が分かるものを提出してください（写しも可）。

（※3）運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード（写真付き）のいずれかの写しを提出してください。

(※4) 書換・再交付申請書は、以下の場所で入手できます。なお、申請にあたり、千葉県収入証紙の添付は必要ありません。

- ・一般財団法人消防試験研究センター千葉県支部
- ・千葉県防災危機管理部 消防課 予防・石油コンビナート班
- ・県内の各消防（局）本部

(※5) 写真は、申請書の右上に貼ってください。

〔縦4.5cm、横3.5cm、無帽・無背景、正面上三分身像、6ヶ月以内に撮影したもの〕

(※6) 新免状を申請者に郵送するための封筒です。

定型封筒（長さ14～23.5cm、幅9～12cm）に、申請者の郵便番号、住所及び氏名を記載し、簡易書留郵便料404円分の切手を貼ってください。

6 その他

- (1) 後日申請内容を確認する場合がありますので、申請書には平日昼間に連絡のつく電話番号を必ず記載してください。
- (2) 申請に必要な書類をそろえることが困難な場合は、お問合せください。

7 問合せ先

(1) 申請関係

一般財団法人消防試験研究センター千葉県支部

住所：〒260-0843

千葉市中央区末広2-14-1

電話：043-268-0381

(2) その他事項

千葉県防災危機管理部 消防課 予防・石油コンビナート班

住所：〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

電話：043-223-2177